

日本エステティック業協会  
コンプライアンス委員会 規約

2008年9月24日 作成

2008年10月14日 施行

コンプライアンス委員会 規約

## 第1章 総則

(総則)

第1条 この規約は、日本エステティック業協会（以下、「協会」という）のコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）の取り扱いを定める。

(目的)

第2条 協会は、その会員（以下、「会員」という）が社内におけるコンプライアンスを推進・徹底・実施すること、即ち法令、業界統一自主基準、社会規範などを遵守し、社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動を決して起さず、公正で誠実な経営を実践することを目的として、委員会を設置する。

(設置)

第3条 委員会は、理事会のもとに置く。

(任務)

第4条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1) 会員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発  
    関連法令、業界統一自主基準などに関する説明会開催など
- 2) 会員のコンプライアンスに関する諸調査
- 3) 会員からのコンプライアンス個別相談受付およびアドバイス
- 4) 会員のコンプライアンス違反行為についての通報の受付、情報収集
- 5) 会員のコンプライアンス違反行為についての事実関係の調査
- 6) 会員のコンプライアンス違反行為の中止勧告
- 7) 会員においてコンプライアンス違反行為が発生した原因の究明
- 8) 会員が作成するコンプライアンス違反行為の再発防止策及び業務改善策の検討、提言
- 9) コンプライアンス違反行為を行った会員の処分の審議、提言
- 10) その他コンプライアンスに関連する諸事項
- 11) 行政の通知／通達に関する調査、研究、解釈、および対応案の策定

## 第2章 構成、開催等

(委員の任命、委員会の構成・選任)

第5条 委員長および委員は、理事長が任命し、理事会が承認する。

委員会は、協会の役員より5名以上選出された委員より構成されることとする。ただし、必要に応じて、専門家を1名以上置くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員の責務)

第7条 委員は、会員が高い倫理観に基づき、コンプライアンスを遵守する公正で誠実な経営を実践することが協会及び業界にとってきわめて重要であることを厳しく認識し、その任務を誠実に遂行しなければならない。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、本規約に基づき、活動を行う。

(委員長)

第9条

1. コンプライアンス委員長は、理事長により委員の中から選出され、理事会が承認する。コンプライアンス委員長は、コンプライアンス委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
2. 委員長に事故あるときは、委員会内で定めた順位に従い、他の委員が前項の職務を代理し、又は代行する。

(開催・召集)

第10条 委員会は、必要に応じて会議を開催する。開催にあたっては、委員長が招集する。

(成 立)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(議 事)

#### 第12条

1. 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、過半数に至るまで議事を継続する。
2. 委員会を開催したときは、議事録を作成する。
3. 議事録の作成者は、委員長が任命する。

(特別利害関係人の議決参加)

第13条 委員会の議事につき、特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(事 務)

第14条 委員会の事務は、協会の事務局において執り行う。

### 第3章 コンプライアンス意識の普及、啓発

(コンプライアンス意識の啓発)

#### 第15条

1. 委員会は、会員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発を図る。
2. 委員会は、コンプライアンス違反の疑いのある行為、或いは、第三者からコンプライアンス違反に類する指摘を受ける可能性のある行為を会員が行っている場合、その会員に対しその行為の是正を勧告し、会員のコンプライアンス遵守意識の向上を図る。

### 第4章 コンプライアンス違反の情報収集、事実関係の調査、処分の審議など

(事実関係の調査)

#### 第16条

1. 委員会は、会員のコンプライアンス違反の通報があったとき、或いはその情報入手したときは、直ちに事実関係の調査を開始する。
2. 委員会は、事実関係の調査にあたっては、通報者のプライバシーに十分配慮し、公正かつ客観的な調査を行う。

(再発防止策・業務改善計画)

第17条 委員会は、コンプライアンス違反行為を行った会員に対し、再発防止策及び業

務改善計画書の作成、提出を命じ、その内容を審議する。

(中止勧告)

第18条 委員会は、事実関係の調査の結果、会員によりコンプライアンス違反行為が行われていることを確認したときは、直ちに、その行為を行っている会員に対し、その行為の中止を勧告することができる。

(中止命令)

第19条 コンプライアンス違反行為を行っている会員が委員会の中止勧告に従わないときは、その行為を行っている会員に対し理事長が違反行為の中止を命令することができる。

(処 分)

第20条 委員会は、コンプライアンス違反行為を行った会員の処分について審議し、除名処分などの処分案を理事会に提言する。

処分案の内容は、次の事項を総合的に勘案して決定する。

- 1) コンプライアンス違反行為、不正の程度
- 2) 動機、目的
- 3) コンプライアンス違反が行われた期間、回数
- 4) コンプライアンス委員会への対応
- 5) その他必要事項

(答 申)

第21条 委員会は、理事会の諮問に応じ、またその部門に属する事項に関し、その審議の結果を理事会に具申する。意見の具申は、書面をもって行う。

(その他)

本規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

(付則)

本規則は、2008年10月14日より施行する。